

◆他都道府県の条例における「自画撮り画像等要求行為」規定状況（R2年10月調査時点）

No	都道府県名	行為 全般型	行為 制限型	未制定	条例名	要求行為規定	罰則	「年齢を知らないこと」の適用	左記 対象
1	北海道		○		北海道青少年健全育成条例 (昭和30年4月2日条例第17号、令和元年10月16日改正)	(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) <b>第38条の2</b> 何人も、青少年に対し、次の各号のいずれかに該当して当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。第1号において同じ。）の提供を求めてはならない。 (1)当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を拒まれたとき。 (2)当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をしたとき。 (3)当該青少年が13歳未満の者であるとき。	<b>第59条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 (3)常習として <b>第38条の2</b> の規定に違反した者 <b>第61条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1)第15条第1項の規定による指定により禁止された興行を青少年に観覧させた者 (2)第16条第2項、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反した者 (3)第34条の規定に違反した者（前条に該当する場合を除く。） (4) <b>第38条の2の規定に違反した者（第59条第3号に該当する場合を除く。）</b> (5)第40条、第41条又は第42条第1項の規定に違反した者 (6)第42条第2項の規定による命令に従わなかった者	<b>第65条</b> 第34条、第38条又は第39条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第57条、第58条、第60条又は第61条（第3号に係る部分に限る。）の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。	×
2	青森県			○	青森県青少年保護条例 (昭和54年12月21日 条例第35号、平成28年6月23日改正施行)	要求行為規定なし			
3	岩手県			○	岩手県少年保護育成条例 (昭和54年12月26日 条例第62号、平成19年3月19日改正)	要求行為規定なし			
4	宮城県		○		宮城県青少年健全育成条例（昭和35年3月31日 宮城県条例13号、平成31年3月22日改正）	(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) <b>第三十一条の二</b> 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。 一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノ又は同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。以下同じ。）の提供を行うように求める行為 二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求める行為	<b>第四十一条</b> 4 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は料料に処する。 八 <b>第三十一条の二</b> の規定に違反して、青少年に対し児童ポルノ等の提供を行うように求めた者	<b>第四十一条</b> 6 第三十一条又は第三十二条に掲げる行為をした者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第一項から第三項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失のないときは、この限りでない。	×
5	秋田県			○	秋田県青少年保護育成条例と環境浄化に関する条例 (昭和53年10月5日秋田県条例第33号、令和元年10月15日改正)	要求行為規定なし			
6	山形県		○		山形県青少年保護条例 (昭和54年3月26日山形県条例第13号、令和2年3月24日改正)	(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) <b>第13条の2</b> 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。 (1)青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求める行為 (2)青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求める行為	<b>第27条</b> 3 <b>第13条の2</b> 又は第15条の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。	<b>第27条</b> 6 第13条、第13条の3又は第15条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項から第4項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。	×

No	都道府県名	行為 全般型	行為 制限型	未制定	条例名	要求行為規定	罰則	「年齢を知らないこと」の適用	左記 対象
7	福島県		○		福島県青少年健全育成保条例 (昭和53年3月30日福島県条例第30号、平成30年10月12日改正)	(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) <b>第26条の2</b> 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。次号において同じ。)の提供を行うように求める行為 (2) 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求める行為	<b>第34条</b> 4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (12) <b>第26条の2</b> の規定に違反した者	<b>第34条</b> 6 第24条から第24条の3まで又は第25条第2項の規定に違反した者は、当該行為の相手が青少年であることを知らないことを理由として第1項から第4項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。	×
8	茨城県			○	茨城県青少年の健全育成等に関する条例 (平成21年10月29日茨城県条例第35号、令和2年6月26日改正)	要求行為規定なし			
9	栃木県			○	栃木県青少年健全育成条例 (平成18年10月13日栃木県条例第41号、平成31年1月1日改正)	要求行為規定なし			
10	群馬県			○	群馬県青少年健全育成条例 (平成19年度3月16日群馬県条例第19号、平成30年6月26日改正)	要求行為規定なし			
11	埼玉県	○			埼玉県青少年健全育成条例 (昭和58年3月9日条例第28号、平成30年10月16日改正)	(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) <b>第十九条の三</b> 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第二条第三項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十一条の四第一項及び第五項第二号において同じ。)その他の記録をいう。第二十九条第三号において同じ。)の提供を求めてはならない。	<b>第二十九条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 三 <b>第十九条の三</b> の規定に違反して、次に掲げる行為を行った者 イ 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めること。 ロ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めること。	<b>第三十一条</b> 第十一条第三項、第十二条第三項若しくは第四項、第十六条第二項、第十七条の二、第十七条の四第一項若しくは第二項(第一号又は第二号に係る部分に限る。)、第十七条の五(第三号に係る部分を除く。)、第十八条第一項、第二項若しくは第三項、第十八条の二、第十八条の三、第十九条第一項若しくは第二項、第十九条の二、第二十条、第二十一条第二項又は第二十一条の二第一項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第二十八条から第二十九条までの規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。	×
12	千葉県	○			千葉県青少年健全育成条例 (昭和39年11月1日条例第64号、令和2年3月23日改正)	(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) <b>第19条の4</b> 何人も、青少年に対し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 (1) 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。以下この条において同じ。)の提供を行うように求めること。 (2) 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めること。 (3) 前各号に掲げるもののほか、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めること。	<b>第28条</b> 4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は料りに処する。 (3) 第12条第3項、第15条第1項若しくは第2項、第17条第2項若しくは第3項、第18条第2項、第18条の2、第18条の4第1項、第19条の2、第19条の3、 <b>第19条の4(第3号に係る部分を除く。)</b> 、第21条第1項又は第23条の3第1項の規定に違反した者	<b>第28条</b> 第12条第3項、第17条第2項若しくは第3項、第19条第1項、第19条の2、第19条の3、第20条、第21条、第23条の2若しくは第23条の3第1項に規定する行為をした者、第10条第3項に規定する行為をした図書等の販売等を業とする者又は第18条の3に規定する行為をした利用カードの販売を業とする者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として前各項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。	×

No	都道府県名	行為 全般型	行為 制限型	未制定	条例名	要求行為規定	罰則	「年齢を知らないこと」の適用	左記 対象
13	東京都		○		<b>東京青少年の健全な育成に関する条例</b> (昭和39年8月1日条例第181号、平成29年12月22日改正)	(青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) <b>第18条の7</b> 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。 一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2条第3項に規定する児童ポルノ(以下単に「児童ポルノ」という。))又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。次号において同じ。)の提供を行うよう求めること。 二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ等の、又は青少年に対し対償の供与をし、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うよう求めること。	<b>第26条</b> 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 七 <b>第18条の7</b> の規定に違反した者	<b>第28条</b> 第9条第1項、第10条第1項、第11条、第13条第1項、第13条の2第1項、第15条第1項若しくは第2項、第15条の2第1項若しくは第2項、第15条の3、第15条の4第2項又は第16条第1項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第24条の4、第25条又は第26条第1号、第2号若しくは第4号から第6号までの規定によるただし、過失のないときは、この限りでない。	×
14	神奈川県	○			<b>神奈川県青少年保護育成条例</b> (昭和30年1月4日条例第1号、令和2年2月26日改正)	(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) <b>第31条の2</b> 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。第53条第4項第13号において同じ。)の提供を求めはならない。	<b>第53条</b> 4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (13) <b>第31条の2</b> の規定に違反した者であつて、次のいずれかに該当するもの ア 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者 イ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者	<b>第53条</b> 7 第9条第4項、第10条第4項、第15条第4項、第22条第1項、第26条第1項、第27条第4項、第27条の2第1項若しくは第2項第1号若しくは第2号、第27条の3第1項若しくは第2項、第28条第1項、第29条、第30条、第31条第1項若しくは第2項、第33条又は第34条に規定する行為をした者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、前各項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。	×
15	新潟県		○		<b>新潟県青少年健全育成条例</b> (昭和52年3月31日新潟県条例第6号、令和元年10月18日改正)	(青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) <b>第20条の3</b> 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。 (1)青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。以下この条において同じ。)の提供を行うように求めること。 (2)青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めること。	<b>第29条</b> 3 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 (11) <b>第20条の3</b> の規定に違反した者	<b>第29条</b> 5 第20条第1項、第2項又は第3項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項又は第2項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。	×
16	富山県	○			<b>富山県青少年健全育成条例</b> (昭和52年3月25日富山県条例第4号、平成31年3月15日改正)	(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) <b>第15条の3</b> 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第18条の4において同じ。)その他の記録をいう。第24条第3項第11号において同じ。)の提供を行うように求めはならない。	<b>第24条</b> 3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (11) <b>第15条の3</b> の規定に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めた者であつて、次のいずれかに該当するもの ア 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を行うように求めた者 イ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該提供を行うように求めた者	<b>第24条</b> 6 第15条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として第1項又は第2項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。	×

No	都道府県名	行為全般型	行為制限型	未制定	条例名	要求行為規定	罰則	「年齢を知らないこと」の適用	左記対象
17	石川県		○		いしかわ子ども総合条例 (平成19年3月22日条例第18号、令和2年3月26日)	(青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) <b>第五十一条の二</b> 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。 一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第二条第三項に規定する児童ポルノ又は同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。次号において同じ。)の提供を行うよう求めること。 二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させる等の不当な手段により、又は青少年に対し対償の供与をし、若しくはその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うよう求めること。	<b>第九十五条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 七 <b>第五十一条の二</b> の規定に違反した者	<b>第九十七条</b> 第五十二条又は第五十三条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第九十二条及び第九十三条の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失のないときは、この限りでない。	×
18	福井県		○		福井県青少年愛護条例 (昭和39年4月1日条例第15号、平成31年3月11日改正)	(青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) <b>第35条の3</b> 何人も青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。 (1) 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2条第3項に規定する児童ポルノまたは同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)その他の記録をいう。以下同じ。)の提供を行うように求めること。 (2) 青少年を威迫し、欺き、もしくは困惑させ、または青少年に対し対償を供与し、もしくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めること。	<b>第51条</b> 3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (10) <b>第35条の3</b> の規定に違反した者	<b>第51条</b> 6 何人も、青少年の年齢を知らないことを理由として、 <b>第1項から第5項まで</b> の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。	○
19	山梨県	○			山梨県青少年保護育成のための環境浄化に関する条例 (昭和39年4月2日山梨県条例第43号、令和2年3月30日改正)	(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) <b>第十二条の三</b> 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第二条第三項に規定する児童ポルノ又は同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。第十六条第五項第十二号において同じ。)の提供を求めてはならない。	<b>第十六条</b> 5 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 十二 次に掲げる行為により、 <b>第十二条の三</b> の規定に違反した者 イ 青少年に当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を拒まれたにもかかわらず、提供を求める行為 ロ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為	<b>第十六条の二</b> 第五条第七項、第五条の三第五項、第六条第六項、第八条、第九条、第十条、第十条の二、第十条の三、第十条の四、第十一条第二項、第十一条の二第一項、第十二条、第十二条の二、 <b>第十二条の三</b> 又は第十三条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、前条の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことについて過失のないときは、この限りでない。	○
20	長野県			○	長野県子どもを性被害から守るための条例 (平成28年7月7日条例第31号、平成29年10月16日改正)	要求行為規定なし			
21	岐阜県			○	岐阜県青少年健全育成条例 (昭和35年11月10日条例第37号、平成30年3月22日改正)	要求行為規定なし			

No	都道府県名	行為 全般型	行為 制限型	未制定	条例名	要求行為規定	罰則	「年齢を知らないこと」の適用	左記 対象
22	静岡県	○			静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例 (昭和36年10月4日静岡県条例第55号、令和2年3月27日改正)	(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) <b>第14条の5</b> 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))その他の記録をいう。以下同じ。)の提供を求めてはならない。	<b>第21条</b> 4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (12) <b>第14条の5</b> の規定に違反した者であつて、次のいずれかに該当するもの ア 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者 イ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者	<b>第21条</b> 8 <b>第14条の2から第15条まで</b> に規定する行為をした者は、青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項、第2項及び第4項第10号から第13号までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。	○
23	愛知県			○	愛知県青少年保護育成条例 (昭和36年3月28日公布愛知県条例第13号、平成30年3月27日改正)	要求行為規定なし			
24	三重県	○			三重県青少年健全育成条例 (昭和46年12月24日三重県条例第62号、令和2年3月24日改正)	(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) <b>第23条の2</b> 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。第40条第5項において同じ。)の提供を行うよう求めてはならない。	<b>第40条</b> 5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (2) <b>第23条の2</b> の規定に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めた者であつて、次のいずれかに該当するもの イ 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を行うよう求めた者 ロ 威迫し、欺き、又は困惑させる方法により、当該提供を行うよう求めた者 ハ 対償を供与し、又はその供与の申し込み若しくは約束をする方法により、当該提供を行うよう求めた者	<b>第40条</b> 9 第18条の2、第19条の2第1項、第20条の2、第20条の3、 <b>第21条から第24条まで</b> 又は第24条の2第3項から第5項までの規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として第1項から第7項までの規定による処罰を免れることはできない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことにつき過失のないときは、この限りでない。	○
25	滋賀県			○	滋賀県青少年の健全育成に関する条例 (昭和52年12月23日滋賀県条例第40号、令和2年3月30日改正)	要求行為規定なし			
26	京都府	○			京都府青少年の健全な育成に関する条例 (昭和56年1月9日京都府条例第2号、平成30年10月5日改正)	(青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) <b>第21条の2</b> 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。以下同じ。)の提供を求めてはならない。	<b>第31条</b> 4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (3) <b>第21条の2</b> の規定に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めた者であつて、次のいずれかに該当するもの ア 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を行うように求めた者 イ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該提供を行うように求めた者	<b>第31条</b> 7 第13条の2第4項、第13条の3第2項、第14条の2第2項、第18条の2第2項、第21条、第22条から第24条まで(第23条第2項を除く。)、第24条の4、第24条の7第1項若しくは第2項(第3号に係る部分を除く。))又は第24条の8(第3号に係る部分を除く。)の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項から第3項まで、第4項(第4号に係る部分に限る。)及び第5項(第2号、第5号、第6号及び第10号に係る部分を除く。)の処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。	×
27	大阪府	○			大阪府青少年健全育成条例 (昭和59年3月28日大阪府条例第4号、令和2年3月27日改正)	(青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) <b>第42条の2</b> 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春・児童ポルノ禁止法第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。)の提供を求めてはならない。	<b>第56条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (3) <b>第42条の2</b> の規定に違反した者であつて、次のいずれかに該当するもの イ 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を求めた者 ロ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該提供を求めた者	<b>第59条</b> 第26条第1項若しくは第2項第1号、第27条(第3号を除く。))第39条、第42条第2号若しくは第3号又は第43条第1号、第3号若しくは第4号の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第52条、第54条、第55条又は第56条第1号の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。	×

No	都道府県名	行為 全般型	行為 制限型	未制定	条例名	要求行為規定	罰則	「年齢を知らないこと」の適用	左記 対象	
28	兵庫県	○			(兵庫県) 青少年愛護条例 (昭和38年3月31日兵庫県条例第17号、平成29年12月25日改正)	(児童ポルノ等の提供の求めの禁止) <b>第21条の3</b> 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）その他の記録をいう。以下同じ。）の提供を求めてはならない。	<b>第30条</b> 5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。 (12) <b>第21条の3</b> の規定に違反して、次に掲げる方法により、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者 ア 青少年を欺き、威迫し又は困惑させる方法 イ 青少年に対し、財産上の利益を供与し、又はその供与の申込み若しくは約束をする方法	<b>第30条</b> 6 第17条第1項（同項第4号又は第9号に係る部分を除く。）、第20条第1項若しくは第2項、第21条第1項若しくは第2項、第21条の2、 <b>第21条の3</b> 又は第24条第2項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項又は前3項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。	○	
29	奈良県	○			奈良県青少年の健全育成に関する条例 (昭和51年12月22日奈良県条例第13号、令和元年10月15日改正)	(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) <b>第34条の2</b> 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。以下同じ。）の提供を求めてはならない。	<b>第42条</b> 3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (11) <b>第34条の2</b> の規定に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めた者であつて、次のいずれかに該当するもの ア 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を行うように求めた者 イ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該提供を行うように求めた者	<b>第42条</b> 5 第34条第1項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことについて過失がないときは、この限りでない。	×	
30	和歌山県	○			和歌山県青少年健全育成条例 (昭和53年条例第36号、平成30年12月26日改正)	(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) <b>第26条の2</b> 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。第33条第4項第5号において同じ。）の提供を求めてはならない。	<b>第33条</b> 4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 ア 拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めること。 イ 欺き、威迫し、又は困惑させる方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めること。 ウ 対償を供与し、又はその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めること。	<b>第33条</b> 8 第14条第1項、第15条第1項、第16条第1項、第20条第1項、第21条の3、第22条第2項又は <b>第23条から第29条まで</b> の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項から第4項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。	○	
31	鳥取県	○			鳥取県青少年健全育成条例 (昭和55年12月25日鳥取県条例第34号、令和2年10月13日改正)	(児童ポルノ等の提供の求めの禁止) <b>第18条の2</b> 何人も、 <u>正当な理由がなく</u> 、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。）の提供を求めてはならない。	<b>第26条</b> 5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (4) <b>第18条の2</b> の規定に違反した者	<b>第26条</b> 9 第17条の7第1項若しくは第2項、第18条又は第21条の2第1項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項、第5項又は第6項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。	×	
						「正当な理由」がある場合とは：犯罪捜査、弁護活動、相談・救済機関の相談業務、医療行為、学術研究等の正当な業務による場合のことを指し、当事者の関係が親密であるといったことは、正当な理由にあたりません。（鳥取県HPから）⇒行為全般型にカウントしています				
32	島根県			○	島根県青少年の健全な育成に関する条例 (昭和40年3月26日島根県条例第21号、令和元年10月11日改正)	要求行為規定なし				
33	岡山県			○	岡山県青少年健全育成条例 (昭和52年6月16日岡山県条例第29号、平成30年3月23日改正)	要求行為規定なし				
34	広島県			○	広島県青少年健全育成条例 (昭和54年3月13日条例第2号、昭和27年12月22日改正)	要求行為規定なし				

No	都道府県名	行為 全般型	行為 制限型	未制定	条例名	要求行為規定	罰則	「年齢を知らないこと」の適用	左記 対象
35	山口県	○			山口県青少年健全育成条例 (昭和32年12月13日条例37号、令和元年7月2日改正)	(児童ポルノ等の提供の求めの禁止) <b>第12条の5</b> 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第852号)第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))その他の記録をいう。以下同じ。))の提供を求めてはならない。	<b>第20条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。 (3)次に掲げる行為により、 <b>第12条の5</b> の規定に違反した者 イ 青少年に当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を拒まれたにもかかわらず、提供を求める行為 ロ 青少年に対し金品その他の財産上の利益を供与し、若しくは役務を提供し、又はこれらの供与若しくは提供を約束して当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為 ハ 青少年を欺き、若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為	<b>第20条の2</b> 第12条第1項、第12条の2又は <b>前条第3号</b> に規定する行為をした者は、過失によりこれらの行為の相手方が青少年であることを知らない場合においても、第19条の3、第19条の4又は同号の規定による処罰を免れることができない。	○
36	徳島県			○	徳島県青少年健全育成条例 (昭和40年7月19日徳島県条例第31号、平成22年12月22日改正)	要求行為規定なし			
37	香川県	○			香川県青少年保護育成条例 (昭和27年8月10日条例第22号、平成30年3月23日改正)	(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) <b>第16条の2</b> 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第17条の4第1項において同じ。))その他の記録をいう。第24条第11号において同じ。))の提供を求めてはならない。	<b>第24条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (11) <b>第16条の2</b> の規定に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者であつて、次のいずれかに該当するもの ア 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を求めた者 イ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該提供を求めた者	<b>第27条</b> 第7条第5項、第8条第4項、第8条の2第4項、第10条の2第2項、第10条の3、第12条、第13条、第15条第2項若しくは第3項、第16条、第17条又は第17条の2の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第22条から前条までの規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。	×
38	愛媛県	○			愛媛県青少年保護条例 (昭和42年10月6日条例第20号、平成30年12月25日改正)	(児童ポルノ等の提供の求めの禁止) <b>第9条の3</b> 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))その他の記録をいう。以下同じ。))の提供を求めてはならない。	<b>第18条</b> 4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (2)の2 <b>第9条の3</b> の規定に違反した者であつて、次のいずれかに該当するもの ア 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者 イ 青少年を欺き、威迫し、若しくは困惑させて、又は青少年に対し、金品その他の財産上の利益を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者	<b>第18条</b> 7 <b>第9条の2から第9条の4まで</b> 又は第11条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項、第3項又は第4項の処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。	○
40	福岡県		○		福岡県青少年健全育成条例 (平成7年12月25日福岡県条例第46号、平成30年10月5日改正)	(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) <b>第31条の2</b> 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。 (1)青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。次号において同じ。))の提供を行うように求めること。 (2)青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めること。	<b>第38条</b> 4 <b>第31条の2</b> の規定に違反した者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。	<b>第38条</b> 8 第26条第1項、第31条、第32条から第33条まで又は第34条第2項の規定に違反した者は、青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項、第2項及び第5項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときはこの限りではない。	×

No	都道府県名	行為 全般型	行為 制限型	未制定	条例名	要求行為規定	罰則	「年齢を知らないこと」の適用	左記 対象
41	佐賀県	○			佐賀県青少年健全育成条例 (昭和52年7月29日条例第24号、 令和元年12月19日改正)	(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) <b>第22条の2</b> 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。第31条第4項第1号において同じ。）の提供を求めてはならない。	<b>第31条</b> 4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 一 <b>第22条の2</b> の規定に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めた者であって、次のいずれかに該当するもの ア 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を行うように求めた者 イ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該提供を行うように求めた者	<b>第31条</b> 7 第22条又は第23条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項、第2項又は第4項（第2号に係る部分に限る。）の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。	×
42	長崎県	○			長崎県少年保護育成条例 (昭和53年4月1日長崎県条例第17号、平成31年3月22日改正)	(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) <b>第16条の2</b> 何人も、少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。 (1)少年に拒まれたにもかかわらず、当該少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。以下同じ。）の提供を行うように求めること。 (2)少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めること。	<b>第22条</b> 2 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (10) <b>第16条の2</b> の規定に違反して少年に対し、児童ポルノ等の提供を求めた者	<b>第23条</b> 第3条第3項、第4条第5項若しくは第6項、第6条第4項若しくは第5項、第7条、第11条第2項、第13条第2項、第14条第1項、第16条、第16条の3又は第17条までの規定に違反した者は、ただし、当該少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。	×
43	熊本県	○			熊本県少年保護育成条例 (昭和46年6月8日条例第30号、平成30年12月26日改正)	(少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) <b>第18条の4</b> 何人も、少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。 (1)少年に拒まれたにもかかわらず、当該少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。次号において同じ。）の提供を行うよう求めること。 (2)少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該少年に係る児童ポルノ等の提供を行うよう求めること。	<b>第21条</b> 3 <b>第18条の4</b> の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。	<b>第21条</b> 6 第13条、第14条又は第17条の規定に違反した者は、少年の年齢を知らないことを理由として第1項又は第2項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。	×
44	大分県	○			(大分県) 青少年の健全な育成に関する条例 (昭和41年4月15日大分県条例第40号、平成30年12月25日改正)	(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) <b>第三十七条の二</b> 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。 一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。次号において同じ。）の提供を行うように求めること。 二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めること。	<b>第四十七条</b> 4 <b>第三十七条の二</b> の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。	<b>第四十七条</b> 7 第十七条第二項、第十八条、第十九条、第二十条第四項、第二十一条第五項、第二十三条第五項、第二十九条、第三十六条第一項、第三十七条、第三十八条、第三十九条第一項、第三十九条の二、第四十条又は第四十二条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第一項、第二項、第三項第四号、第五項第一号、第二号（第二十四条第一項若しくは第二項又は第三十条の規定に係る部分を除く。）若しくは第三号又は前項第一号若しくは第三号の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。	×



No	都道府県名	行為 全般型	行為 制限型	未制定	条例名	要求行為規定	罰則	「年齢を知らないこと」の適用	左記 対象
45	宮崎県	○			<b>宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例</b> (昭和52年7月28日宮崎県条例27号、令和2年3月25日改正)	(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) <b>第19条の2</b> 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）その他の記録をいう。第29条第3項において同じ。）の提供を求めてはならない。	<b>第29条</b> 3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) <b>第19条の2</b> の規定に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者であって、次のいずれかに該当するもの ア 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を求めた者 イ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対して対償を供与し、若しくはその供与を約束する方法により、当該提供を求めた者	<b>第29条</b> 6 第19条第1項若しくは第2項、第19条の3第1項若しくは第2項、第21条、第24条の3、第24条の6第1項若しくは第2項又は第24条の9の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項から第4項までの規定による処罰を免れることはできない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。	×
46	鹿児島県	○			<b>鹿児島県青少年保護育成条例</b> (昭和36年12月22日条例第65号、平成31年3月22日改正)	(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) <b>第22条の2</b> 何人も、青少年に対して、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）その他の記録をいう。以下同じ。）の提供を求めてはならない。	<b>第28条</b> 3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (2) <b>第22条の2</b> の規定に違反して、青少年に対して、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めた者であつて、次のいずれかに該当するもの ア 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を行うように求めた者 イ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対して対償を供与し、若しくはその供与を約束する方法により、当該提供を行うように求めた者	<b>第28条</b> 6 第22条、第23条又は第24条の規定に違反した者は、青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項から第3項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。	×
47	沖縄県	○			<b>沖縄県青少年保護育成条例</b> (昭和47年5月15日条例第11号、平成31年3月29日改正)	(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) <b>第17条の4</b> 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）その他の記録をいう。第22条第5項第4号において同じ。）の提供を求めてはならない。	<b>第22条</b> 5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (4) <b>第17条の4</b> の規定に違反して、青少年に拒まれたにもかかわらず、又は青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、若しくは青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者	<b>第22条</b> 8 第9条第2項、第10条第3項、第11条第1項、第12条第4項、第13条第3項又は <b>第15条から第18条の4までの</b> 規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として前各項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失のないときは、この限りでない。	○

46 都道府県 ※高知県除く	20	12	14
	43.5%	26.1%	30.4%

○	9
×	23